

# 公社等外郭団体の改革( ) (実施計画)

## 平成 16 年度対象団体

(財) 高知県政策総合研究所	(財) 高知県産業振興センター
(財) 高知県人権啓発センター	(財) 高知県観光コンベンション協会
(財) 高知県国民年金福祉協会	高知県信用保証協会
(財) 高知県福祉基金	(社) 高知県農業用廃プラスチック処理公社
(財) 高知県救急医療情報センター	(社) 高知県青果物価格安定基金協会
(財) 高知県ふくし交流財団	(財) 高知県山村林業振興基金
(財) 高知県障害者スポーツ振興協会	(社) 高知県森と緑の会
(財) 高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団	(財) 高知県苗木需給安定基金協会
(財) 高知県生活衛生営業指導センター	高知県漁業信用基金協会
(財) 高知県牧野記念財団	(財) 高知県漁業振興公害対策基金
(財) 高知県医療廃棄物処理センター	(財) 高知県のいち動物公園協会
(財) 高知県魚さい加工公社	(財) 高知県下水道公社
(財) 高知県文化財団	(財) 高知県環境検査センター
(財) 土佐山内家宝物資料館	(財) 高知県スポーツ振興財団
(財) 四万十川財団	(財) 高知県体育協会
(財) 高知県国際交流協会	(財) 暴力追放高知県民センター
(財) こうち男女共同参画社会づくり財団	

平成 17 年 10 月  
公 社 等 改 革 推 進 会 議

## 公社等外郭団体の改革(実施計画)

公社等外郭団体（以下「公社」という。）を取りまく環境の変化を踏まえ、平成 15 年度から公社等改革推進会議として、各公社の改革の基本的な方向を決定してきました。

この度、平成 15 年度に基本的な方向を決定した 11 公社に引き続き、平成 16 年度に基本的な方向を決定した 33 公社について、今後 4 年程度の取組み内容、スケジュール等に関する実施計画をとりまとめました。

今後、この実施計画に沿って、県、公社とも積極的に取り組んでいきます。

### 個 別 事 項

#### < 基本的な方向 一覧 >

団 体 名	基 本 的 な 方 向
1 (財) 高知県政策総合研究所	廃止
2 (財) 高知県人権啓発センター	存続 (県の人的関与の見直し)
3 (財) 高知県国民年金福祉協会	県の関与は行わない
4 (財) 高知県福祉基金	存続
5 (財) 高知県救急医療情報センター	存続
6 (財) 高知県ふくし交流財団	当面存続 ((財) 高知県障害者スポーツ振興協会を統合。18 年度を目指す)
7 (財) 高知県障害者スポーツ振興協会	(財) 高知県ふくし交流財団に統合 (18 年度を目指す)
8 (財) 高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団	県の関与は行わない
9 (財) 高知県生活衛生営業指導センター	存続
10 (財) 高知県牧野記念財団	存続
11 (財) 高知県医療廃棄物処理センター	廃止 (平成 20 年度末までに)
12 (財) 高知県魚さい加工公社	存続 (健全経営の確保、県の関与の見直し)
13 (財) 高知県文化財団	当面存続 (組織のスリム化、経営の改善)
14 (財) 土佐山内家宝物資料館	存続

団 体 名	基 本 的 な 方 向
15 (財) 四万十川財団	当面存続(流域市町村、民間団体との役割分担の検討、見直し)
16 (財) 高知県国際交流協会	存続
17 (財) こうち男女共同参画社会づくり財団	当面存続(民間団体との役割分担の見直し)
18 (財) 高知県産業振興センター	存続
19 (財) 高知県観光コンベンション協会	存続
20 高知県信用保証協会	存続
21 (社) 高知県農業用廃プラスチック処理 公社	当面存続(民間事業者への業務移管の検討)
22 (社) 高知県青果物価格安定基金協会	存続(健全経営の確保)
23 (財) 高知県山村林業振興基金	存続((社)高知県森林整備公社及び県との役割分担の見直し)
24 (社) 高知県森と緑の会	存続(県の関与の見直し)
25 (財) 高知県苗木需給安定基金協会	当面存続(運營業務経費の見直し)
26 高知県漁業信用基金協会	存続(健全経営への取り組み)
27 (財) 高知県漁業振興公害対策基金	廃止
28 (財) 高知県のいち動物公園協会	当面存続(県の人的関与の見直し、経営の改善)
29 (財) 高知県下水道公社	当面存続(民間委託等へ移行するまでの間、存続)
30 (財) 高知県環境検査センター	存続
31 (財) 高知県スポーツ振興財団	当面存続(事業の見直し、経営の改善)
32 (財) 高知県体育協会	存続(県の人的関与の見直し)
33 (財) 暴力追放高知県民センター	存続(県の関与の見直し)

(財)高知県政策総合研究所

基本的な方向	概 要
廃 止	平成16年12月2日に開催された臨時評議員会、臨時理事会で解散決議が行われた。

【実施計画】

	平成16年度	平成17年度
1. 廃止手続き	<p>( H16.12.2 理事会・評議会で解散決議 )</p> <p>( H17.3.31 解散 )</p>	<p>清算手続き → ( H17.8.31 清算完了 )</p> <p>H17.4.28 第1回解散公告 H17.5.9 第2回解散公告 H17.5.16 第3回解散公告 H17.6.28 債権申出期間満了 H17.8.19 残余財産確定</p>

- 【補 足】 平成17年3月31日 財団法人の解散、清算人就任  
平成17年4月28日  
～ 5月16日 解散公告
- 平成17年8月19日 残余財産の確定  
平成17年8月31日 財団法人の基本財産普通預金、運営資金預金、什器備品及び電話加入権を高知県に寄付

**(財)高知県人権啓発センター**

基本的な方向	概 要
存続(県の人的関与の見直し)	財団は、あらゆる人権問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発・研修等の事業を行い、人権尊重の社会づくりに寄与することを目的に設立された。 財団は、「高知県人権尊重の社会づくり条例」において県の責務として定める人権意識の高揚を目的とする教育・啓発に関する事業を受託しているが、実施にあたり公平かつ中立で人権問題全般に取り組む団体は他になく、存続する必要がある。 なお、県との役割分担や業務の見直しを行い、啓発・研修等の事業の充実を図るとともに、財団の業務に必要な知識と経験を有する非常勤職員等を確保し、県の人的関与の見直しを行う。 また、県の公の施設である高知県立人権啓発センター(ホールなど)の管理業務は、指定管理者制度の導入による適切な対応を行う。

**【実施計画】**

-----準備期間      → 強化期間      → 継続実施

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	啓発研修等の充実					
	ア 他機関との連携・調整		→			
	イ リーダー対象セミナー		→	→		
	ウ 研修ガイドブックの作成	→				
	エ 啓発研修内容の充実		→	→		
	民間との協働					
	ア 講師養成講座		→	→	→	
	イ ふれあい支援事業等		→	→	→	
	マスメディア等の活用		→	→		
2. 経営改善計画	非常勤職員等の確保					
	ア 講師				→	→
	イ その他職員				→	→
	施設・設備の活用		→	→	→	→

**【補 足】**

1. 事業運営改善計画

県は人権施策の総合的推進を図る一方、財団は啓発・研修等の事業を担い、両者の役割分担や業務の見直しを行う。

啓発研修等の充実を図る。

- ア ソーレなど他機関と連携・調整し、効率的・効果的な事業の推進を図る。
- イ リーダー対象セミナー(H16~18)により、企業等における人権研修の充実強化を図る。
- ウ 研修ガイドブックの作成(H16)により、効率的・効果的な人権啓発を図る。
- エ 啓発研修の内容の充実を図る。

民間との協働により、地域における人権意識の高揚を図る。

- ア 講師養成講座(H17~19)により、企業等の自主・自立による人権啓発や研修の拡充を図る。
- イ ふれあい支援事業等により、民間による人権啓発活動を支援し、地域における人権意識の高揚を図る。

マスメディア等の活用を図る。

- ・ 番組CM検討委員会(H17~)を設置し、効果的な啓発の推進を図る。

2. 経営改善計画

非常勤職員等の確保と県の人的関与の見直しを図る。

- ・ 業務に必要な知識と経験を有する非常勤職員を確保し、県からの派遣職員を順次減少させる。

施設・設備の活用を図る。

- ・ 指定管理者制度を活用し、高知県立人権啓発センターの施設機能の有効活用を図る。

**【平成16年度の取組実績】**

啓発研修等の充実

- イ リーダー対象セミナーにより、企業等における人権研修の充実強化を図った。
- ウ 研修ガイドブックの作成(H16)により、効率的・効果的な人権啓発を図った。

民間との協働による地域の人権意識の高揚

- イ ふれあい支援事業等により、民間による人権啓発活動を支援し、地域における人権意識の高揚を図った。

**(財)高知県国民年金福祉協会**

基本的な方向	概 要
<p>県の関与は行わない</p>	<p>財団は、国からの国民年金制度の広報・宣伝、その一環として国民年金保養センター(サンリバー四万十)の受託事業を行っている。          財団は、国民年金事業を国からの機関委任事務として県が行っていた時代に県も出資して設立されたものであるが、平成12年4月に地方分権一括法の施行により当該事業が国に移管されたことに伴い、財団の所管も知事から厚生労働大臣に移管されたため、現在、県としての関与は行っていない。          そのため、こうした実態に即して国を主体とした財団となるように国に働きかけていく。なお、引き続き県の関与は行わない。</p>

**【実施計画】**

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
<p>サンリバー四万十の廃止</p>					
<p>財団の解散</p>					

**【補足】**

平成16年に与党合意された社会保険庁改革に基づき、国民年金健康保養センター「サンリバー四万十」は平成17年10月31日に営業を停止し、閉館する。今後は独立行政法人年金・健康保険福祉機構の所管の下で、5年以内に売却または廃止される。

財団については、残務整理を行った後に解散予定となっている。

**(財)高知県福祉基金**

基本的な方向	概 要
存 続	<p>財団は、県民福祉の増進を図るため、民間社会福祉施設及び恵まれない環境にある者に対する援助措置等(資金貸付や助成事業)を行うために設立された。</p> <p>平成10年10月に事務局を県から(社福)高知県社会福祉協議会に移管し、体制のスリム化、業務に対する県の関与の縮小など、公社等外郭団体の改革方針に沿った効率的な運営に努めてきた。財団の設立当初から、県の出えん金(財源は福祉目的などで県に寄せられた寄付金)と自己資金のみを原資として事業を実施しており、寄付者に対し、県として寄付金の使途を明らかにしてきたし、多様な寄付者の意志を尊重するためには、引き続き独立した組織による判断を形として整えることが必要であるため、財団として存続する必要がある。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
1. 事業運営改善計画	事業対象者へのアンケート調査及び制度の見直し検討						→									
	施設改善貸付事業の改善															→
2. 経営改善計画	基金運用果実の安定的確保															→
																→

**【補 足】**

1.事業運営改善計画

基金の実施する事業がマンネリ化、硬直化することがないように、施設改善貸付事業については、今年度アンケート調査を実施し、その結果をもとに施設改善貸付事業の利用拡大を図るため、制度改正等の検討を行う。  
施設改善貸付事業の制度改正等により、利用者の拡大を図る。

2.経営改善計画

平成17年5月に東京都債4億円を売却し、約2千万円の売却益を先取りするなど、適切な情報収集に努める中で基金果実の確保等基金の安定的な運用を図る。

**【平成16年度の取組実績】**

福利厚生資金貸し付け事業の制度改正(貸付限度額の引き上げ)を行い、利用者の拡大を図った。

(財)高知県救急医療情報センター

基本的な方向	概 要
存 続	<p>財団は、広く救急医療情報の適確な収集及び提供を行うことにより、円滑、迅速な、救急医療の確保を図り、県民医療の増進に寄与することを目的に、県、市町村と医師会により設立されたものであり、運営は県からの委託料により行われている。</p> <p>行政の役割である県民の救急医療の確保を図り、適切な救急医療情報を提供していくためには、医師会の協力を得て、現在の仕組みを維持することが望ましい。</p> <p>ただし、運営については、経費節減策を検討し、より効率的な経営の確保に努力する。</p> <p>なお、財団の基本財産は、剰余金の繰り入れによって増額されており、県の出資比率が25%未満となるため、今後は公社等外郭団体の対象外とする。</p>

【今後の方針】

1. 財団の基本財産は、平成16年度に剰余金の繰り入れによって増資され、県の出資割合が25%未満となるため、今後は公社等外郭団体の検討対象外とする。
2. 運営については、今後も引き続き経費節減対策に取り組み、より効率的な経営の確保に努める。



**(財)高知県ふくし交流財団**

基本的な方向	概 要
当面存続((財)高知県障害者スポーツ振興協会を統合。18年度を目指す)	<p>財団は、高齢者、障害者等の生きがいづくり及び社会参加を促進すること等を目的として、県立ふくし交流プラザ及び県立障害者スポーツセンターの管理運営や、高齢者に関する県からの受託事業を行っているが、運営財源のほとんどは県からの補助金・委託料により賄われている。</p> <p>財団は、県立障害者スポーツセンターの管理運営を(財)高知県障害者スポーツ振興協会の職員を兼務する形で行っており、また、同協会も障害者の生きがいづくり及び社会参加を目的とした団体であることから、両団体の運営の効率化を図るために、平成18年度を目途として統合する。</p> <p>また、指定管理者制度の導入に向けて検討を進めるとともに、財団設立の原点に立ち返った事業の見直しや(社福)高知県社会福祉協議会との統合も含めて組織の在り方を検討する。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 組織の在り方等の検討	(財)高知県障害者スポーツ振興協会の統合		「在り方検討会」を設置して検討	検討結果に基づく組織の再編作業		「在り方検討会」による検討の結果、「再編」となった場合
	(社福)高知県社会福祉協議会との統合も含めた組織の在り方(組織体制)					
	財団設立の原点に立ち返った事業の見直し	可能なものから順次事業の見直しを実施				
	県関与の縮小等	自主財源確保に向けた検討及び実施	→			
県派遣職員の段階的な引揚		→				
2. 指定管理者制度の導入に向けた検討	県立障害者スポーツセンター(H.16.4.1～導入)		指定管理者として管理運営			
	県立ふくし交流プラザ(H18.4.1～導入)	指定管理者制度に向けた検討			指定管理者制度への対応	

**【補 足】**

1. 組織の在り方等の検討

(財)高知県障害者スポーツ振興協会との統合を先行して実施するのではなく、(社福)高知県社会福祉協議会との統合も含めた3団体の組織の在り方等について、「(財)高知県ふくし交流財団等の在り方に関する検討会」を設置し、同時に検討する。

検討項目

- ・ 今後の高知県の福祉サービスにおける、県民、県、各種団体等(ふくし交流プラザ)、市町村のそれぞれ担うべき役割
  - ・ ふくし交流プラザ、障害者スポーツセンターの運営組織
- 「検討会」の結果を受けたふくし交流財団の対応(組織の再編)

(ア) 3団体での再編の場合	18年度中に手続等を進め、19年度末の再編を目指す
(イ) 高知県社会福祉協議会と再編の場合	18年度末の再編を目指す
(ウ) 障害者スポーツ振興協会との再編の場合	18年度末の再編を目指す
(エ) 他団体を含めた再編の場合	18年度中に手続等を進め、19年度末の再編を目指す

財団設立の原点に立った事業等の見直し

行政主導ではなく、民間の発想やノウハウを積極的に活用した事業の実施について検討する。(地域や各種団体等とのネットワークの構築及びコーディネート機能の充実等)

県関与の縮小等

- ・ 平成15年度以降、毎年、県派遣職員の引揚をしており、今後もその方向で取り組みを継続する。
- ・ 事業の実施等に当たっては、参加負担金を徴収するなど自主財源の確保を図る。また、職員の給与については、民間の状況を考慮し、組織体制、財務状況等に応じた制度とするとともに、管理経費の節減に努める。

2. 指定管理者制度の導入に向けた検討

県立障害者スポーツセンターは、平成16年度から指定管理者制度を導入(ふくし交流財団を指定管理者として指定)

平成18年度から導入される県立ふくし交流プラザの指定管理者について、指定が受けられるよう事業、組織体制等の見直しについて検討していく。

**【平成16年度の取組実績】**

県立障害者スポーツセンターの指定管理者として指定される。(指定期間 16.4.1～17.3.31、17.4.1～20.3.31)

県の人的関与の縮小( 1.5人)

- ・ 事務局長(従来 = 県社協併任、人件費1/2負担)を専任化するとともに、事務局次長を引き揚げ(17.4.1～)
- ・ 研修相談課課長補佐(事務)を引き揚げ(17.4.1～)

**(財)高知県障害者スポーツ振興協会**

基本的な方向	概要
(財)高知県ふくし交流財団に統合 (18年度を目指す)	財団は、障害者の積極的なスポーツ活動を通じて、健康の維持増進及び自立意欲の向上を図り、障害者の社会参加を促進し、障害者福祉の向上に寄与することを目的として設立され、障害者スポーツの普及啓発を行っている。 (財)高知県ふくし交流財団の職員が財団の事務局を兼務するとともに、両団体とも障害者の生きがいづくり及び社会参加の促進を目的としていることから、運営の効率化を図るために、平成18年度を目途に統合する。

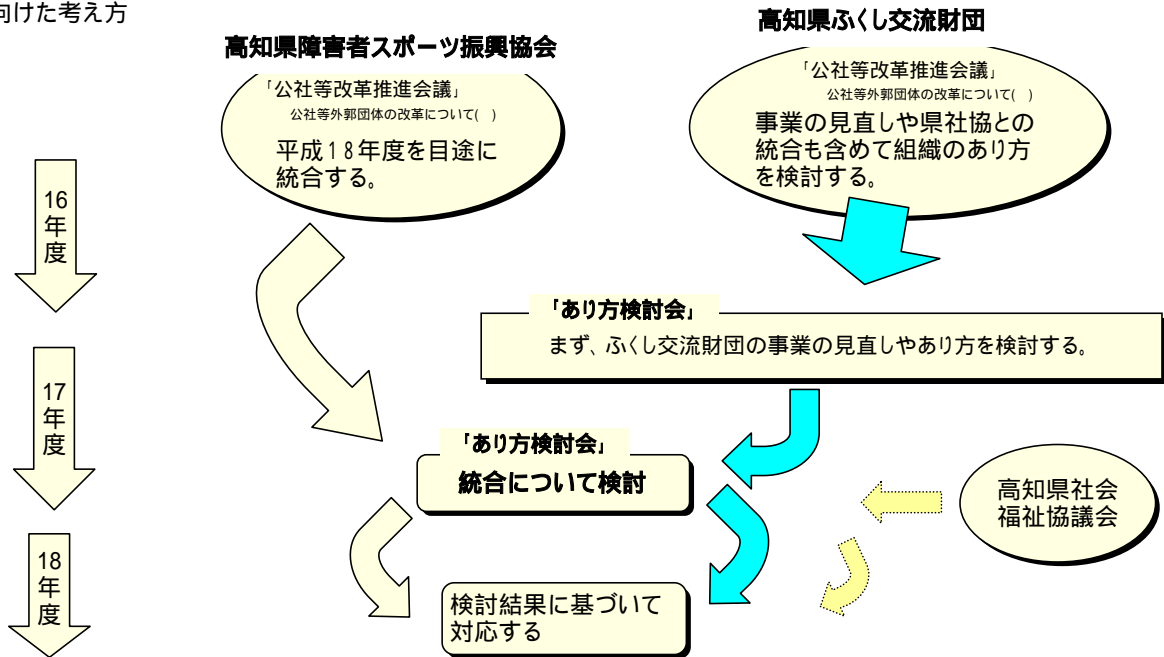
**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. あり方検討会の設置	あり方検討会による検討		18年3月末まで			
2. 検討結果を受けた対応	組織の再編			18年度末に統合( )	社会福祉協議会と統合の場合	

「検討会」による検討の結果、統合となった場合

**【補足】**

統合に向けた考え方



1. 「(財)高知県ふくし交流財団等のあり方に関する検討会」の設置

【検討項目】

- ・今後の高知県の保健福祉サービス全般のあり方、方向性
- ・県民、県、ふくし交流プラザ、市町村のそれぞれの担うべき役割
- ・ふくし交流プラザ、障害者スポーツセンターの運営組織  
(「ふくし交流財団」「県社協」「障害者スポーツ振興協会」の再編)

2. 「検討会」の結果を受けた障害者スポーツ振興協会の対応

【組織の再編】

ア) ふくし交流財団と統合の場合	18年度中の統合を目指す。
イ) 他の団体との統合の場合	18年度中に手続等を進め、19年度の統合を目指す。

**【平成16年度の取組実績】**

高知県障害者スポーツ振興協会理事懇談会において、「公社等外郭団体の改革」について検討

**(財)高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団**

基本的な方向	概 要
<p>県の関与は行わない</p>	<p>財団は、民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図り、もって民間社会福祉事業の振興に寄与することを目的として設立されており、法定の制度に付加する退職手当を支給するための退職手当共済制度に関する事業を行っている。</p> <p>財団の運営は、県内の民間福祉施設及び施設に勤務する職員からの掛け金によって全て賄われている。このため、県として関与の必要性は少ないことから、役員についても辞退し、運営について今後、県の関与は行わない。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
組織のあり方等の検討	評議員会の設置		→			
	人的関与の見直し				→	

**【補 足】**

組織のあり方等の検討

業務執行の公正、法人運営の適正を図るため評議員会を設置する。

県の関与の必要性は少ないことから、理事に改革の趣旨の了解をもらい、理事会の承認を得て、県職員のあて職理事についても辞退し、県の関与は行わない。

**(財)高知県生活衛生営業指導センター**

基本的な方向	概 要
存 続	<p>財団は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に定められた対象業種の経営の健全化及び振興を通じて衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的に設立された。</p> <p>県内の生活衛生関係営業の衛生水準を向上させるために必要な生活衛生関係営業相談指導事業(営業者の指導相談及び利用者、消費者等の苦情処理)などを行っており、また、法律及び国庫補助要件として、事業主体が財団法人である都道府県生活衛生営業指導センターに限られていることや、対象団体の多くが零細企業であり、自主的な運営を望むことが難しいことから、財団は存続する必要がある。</p> <p>ただし、運営については、これまででも一定の業務見直しを行っているが、今後さらに効率的な運営に努力する。</p>

**【実施計画】**

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 自主財源の確保					▶
2. 給与の見直し					▶
3. 効率的な運営					▶

**【補足】**

- Sマークについては、平成17年度から新たに「めん類飲食業」と「一般飲食業」が組み込まれたため、これら新たな業種に関して積極的に勧誘を実施し、Sマークの目的の1つでもある公衆衛生の向上、消費者の利益の擁護に資するとともに、センターの自主財源の確保に努め、県の財政的関与を縮小していく。
- 平成17年度から、指導センターの職員の給与を見直し、一定の削減を行った。  
今後も引き続き、様々な機会を見ながら削減に努力していく。
- 職員の業務分担について生活衛生関係営業者に対する営業指導等に必要最大の効果を上げるために努力すると共に専門的な資質の向上を図り、効果的、効率的な運営を図る。

(参考) Sマーク  
理・美容業、クリーニング業及び飲食業に係る「標準営業約款登録事業」

**【平成16年度の取組実績】**

平成16年度に職員の給与を見直し、経営指導員(3人)の給与を23,500円減額した。  
また、事務職員(1人)の給与も月額で5%、8,100円カットした。

**(財)高知県牧野記念財団**

基本的な方向	概 要
存 続	<p>財団は、牧野富太郎博士の偉業を顕彰するとともに、植物に関する調査研究・教育普及活動、県立牧野植物園及び土佐寒蘭センター（平成12年度に（財）土佐寒蘭振興協会を統合して引継）の管理運営を行っている。</p> <p>施設の管理運営業務は指定管理者制度が導入されるが、調査研究事業については、その専門性を生かして調査研究資料を技術開発に結びつけるなど、植物産業による地域振興活動の展開が期待され、財団は存続する必要がある。</p> <p>なお、当該財団の計画では、外部資金の獲得により経営基盤の安定化を目指しているが、採択が前提となる補助事業だけでは安定化にはつながらないことから、民間からの業務受託等を目指すことが望ましい。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	指定管理者としての指定					
	民間等の活用					
	植物研究の推進					
	県派遣職員の削減					
2. 経営改善計画	外部資金の導入					
	収支・財務の健全化					

**【補 足】**

1. 事業運営改善計画

財団は、県から牧野植物園及び土佐寒蘭センターの管理運営業務を受託している。牧野植物園については平成18年4月から調査研究業務を含め指定管理者制度に移される。その後も財団は高いレベルの技術等を活かし指定管理者として指定を受けられるよう努める。

なお、土佐寒蘭センターのあり方については、現在検討中である。

植物教育普及活動部門については、民間団体やボランティア活力の利用を検討する。

有用植物の研究、栽培、利用技術の開発を公設試験研究機関、大学、企業等と連携して行い、県の地域・産業振興活動に貢献していく。

県職員の派遣については、財団の効率的な運営のために順次削減していく。

2. 経営改善計画

植物研究に関して、県からの財政的支援を受け続けるのではなく、企業等の研究助成金を獲得することによって徐々に外部資金へ置き換える。（文部科学省の指定研究機関に指定済）

ア 利用料金制度を活用して、利用料金収入の増加、民間等からの業務受託等収入の安定化を図る。

イ 職員給与の見直しや管理経費の削減に努める。

**【平成16年度の取組実績】**

- ・ 公設試験研究機関、大学等からなる植物産業検討チーム会議を開催し、各機関との連携を図った。
- ・ 牧野植物園を含めた日本国内の研究型植物園5園が連携し、植物産業振興に繋がる研究活動を強化することを目的とした日本研究植物園連合を発足させ、研究助成金を獲得しながら植物産業に貢献する体制を整えた。
- ・ 県からの派遣職員を1名減。

**(財)高知県医療廃棄物処理センター**

基本的な方向	概 要
廃止(平成20年度末までに)	<p>財団は、医療系産業廃棄物の広域的中間処理事業を実施することにより、医療活動の健全な発展を図るとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために設立された。</p> <p>現在、県内に感染性医療廃棄物を処分できる施設はなく、存続する必要があるが、地元との確約もあり、現地操業が平成20年度末までに限られている。</p> <p>そのため、操業期間満了後は、現在設置に向けて取り組んでいるエコサイクルセンターへの業務引継、若しくは民間企業への移管を行う。</p> <p>また、新施設を整備するために行った長期借入を確実に返済し、健全経営を確保する。</p>

**【実施計画】**

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
医療廃棄物の適正処理及び新施設の適切な運営					▶
				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     エコサイクルセンターへの業務引継又は民間への移管                 </div>	▶
収支・財務の健全性の維持			健全経営の確保・長期借入金	の計画的な返済	▶

**【補 足】**

- ア 平成15年7月末に新施設(マイクロウェーブ滅菌処理施設)が完成し、同年9月から操業を開始。新施設操業開始後の医療廃棄物の受入は、平成15年度 878.7t、平成16年度 846tと安定しており、感染性医療廃棄物を受け入れて処理できる県内唯一の施設として、今後も安定した事業運営に努める。
- イ 地元との確約で現在地での操業が平成20年度末までに限られていることから、その期限までに、現在設置に向けて取り組んでいるエコサイクルセンターへの業務引継、又は民間企業への移管を検討。
  
- ア 新施設稼働に伴い、経営は黒字基調で推移しており、今後とも健全経営に努める。
- イ 新施設整備のために借り入れた長期借入金(H16年度末残高 181,288千円)を計画的に返済していく。

**【平成16年度の取組実績】**

平成16年度は、長期借入金を返済計画に沿って返済(52,368千円)するとともに、決算の収支差額は約25,000千円の黒字となっており、健全経営を確保した。

**(財)高知県魚さい加工公社**

基本的な方向	概要
存続(健全経営の確保、県の関与の見直し)	<p>財団は、悪臭対策と魚あらのリサイクル体制を確立するため、高知県、高知市等18市町村と3経済団体が出捐して設立した。平成9年度から操業を開始したが、設立当時の県と高知市との覚書や財団と日高村との確約の経緯から、平成17年2月に日高村での操業を停止した。現在、高知市神田字治国谷の新施設で試験運転を行っており、平成17年4月から本格操業を開始する。</p> <p>財団は、民間事業者の廃業に伴い設立された経緯があり、現在も魚さい処理ができる施設が他にないことから、存続する必要がある。</p> <p>財団事務局は県エコプロジェクト推進課の職員が対応してきたが、高知市への施設建設に伴い、今後、県の人的支援は行わず、魚あら排出量の大部分を占める高知市を中心とした運営体制に転換するとともに、魚粉の市場価格等に留意し、健全経営の確保に向けた取り組みを行う。</p>

**【実施計画】**

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設整備	→	新施設完成・操業開始			
運営体制の転換	→	高知市に運営を移管			→
収支・財務の健全性の確保			健全経営の確保		→
魚さいの適正処理と再生製品の適正出荷					→

**【補 足】**

設立当時の県と高知市の覚書や財団と日高村の確約の経緯を踏まえ、平成17年2月で日高村での操業を停止。

高知市神田字治国谷に平成15～16年度の2カ年の事業で新施設を整備し、平成17年3月31日に完成、4月から本格操業を開始。

県(エコプロジェクト推進課)が事務局を担当してきたが、平成17年4月1日から高知市を中心とした運営体制へ移行し、県からの人的支援を見直した。

魚さいの受入量の確保や再生製品の有利販売、経費の節減に努めることで、健全経営を確保する。

県内での魚さいの処理体制を維持するため、事業の継続が必要であり、魚さいの適正処理や魚さいの再生製品である魚粉、魚油等の適正出荷に努める。

**(財)高知県文化財団**

基本的な方向	概 要
当面存続(組織のスリム化、経営の改善)	<p>財団は、芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とし、県立文化施設(美術館、歴史民俗資料館、埋蔵文化財センター、坂本龍馬記念館、文学館、県民文化ホール)の管理運営受託事業及び芸術鑑賞機会提供等の文化振興事業を行っている。</p> <p>財団の主要業務である県立文化施設の管理運営業務は、指定管理者制度が導入されるが、対象となる施設を財団が運営している間は、財団は存続する必要がある。</p> <p>しかし、財団の人件費をはじめとする諸経費は多額であり、今後、財団が施設を適正かつ持続的に運営していくためには、財務体質の改善を図る必要がある。</p> <p>こうした観点から、組織・人員のスリム化、運営の合理化等を進める一方、自主財源の確保のための取り組みの拡充に努めるとともに、管理職員への民間出身者登用(県派遣、県OB職員の配置の見直し)等により、経営体制の見直しを早急に進めていく。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	あるべき姿の明確化					▶
	事業計画の作成・実施		計画作成 ▶		計画の実施	▶
2. 経営改善計画 (指定管理者の指定へ向けた取組)	組織・人員のスリム化、運営の合理化					▶
	スケールメリットを活かしたコスト削減					▶
	自主財源の確保					▶

**【補 足】**

1.事業運営改善計画

芸術文化活動の推進母体としての役割を担うべく設立され、県の文化行政と連携して郷土の文化振興に取り組んできた文化財団のあるべき姿(方向性)を明らかにし、文化施設の管理運営業務以外の資料の収集、保存、展示及び調査研究、教育普及などの芸術文化の振興に資する具体的な役割を確立していく。

平成18～20年度(3年間)の事業計画を作成する。また、事業内容については、平成16年度の「高知県立文化施設等検討委員会」でとりまとめられた重点的な取り組み(子どもを中心とした教育普及活動の充実をはじめ、サービス・機能の質の向上や調査研究の成果の公開による利用者数の増加など)を踏まえたものとする。

2.経営改善計画

平成21年度以降も指定管理者としての指定を受けられるよう、公共性と営利性の調和を図りつつ、よりよいサービス提供ができる体制の確立に努める。

ア 各文化施設のみならず文化財団の総括的な経営の見直し、人員配置の見直し等による組織・人員のスリム化を図るとともに、職員給与の見直しを行うなど運営の合理化等を進める。

イ 県からの派遣職員は順次縮小するとともに、新たな雇用形態(契約職員等)の導入に努める。

各文化施設を一体的に管理運営し、消耗品・備品などの共同購入、清掃・警備・設備の保守管理の一括発注など、そのスケールメリットを活かしたコスト削減等、抜本的な経営改善に努める。

ア 利用料金制のもとに、ミュージアムグッズや図録などの販売をはじめ、事業会計の積極的な幅広い取り組みや、各種団体・企業助成金の獲得等により、自主財源の確保に努める。

イ 文化施設それぞれの専門分野の垣根を超え、美術、文学、歴史などの芸術文化の振興に向けて、一体的、且つ、総合的な取り組みを通じて、学校教育、社会教育と連携したより幅広い教育普及活動の推進を図り、利用者数の増加に努める。

**【平成16年度の取組実績】**

高知県立文化施設等検討委員会を開催、これからの文化施設の方向性を検討した。



**(財)土佐山内家宝物資料館**

基本的な方向	概 要
存 続	<p>財団は、土佐山内家に伝わる美術工芸品、古文書等の宝物資料を県民共有の文化遺産として適切に保存するとともに、その展示活用を図り、もって県民の教育、芸術及び文化の振興に寄与することを目的として設立された。</p> <p>大名家の宝物資料が、散逸せず大量に伝えられていることは全国的にも珍しく、今年度、それらが一括して県に移管されたことは、幅広い活用につながることも高く評価される。県有財産となった宝物資料を適切に保存・活用する必要があり、その保存、展示、調査研究は、専門的知識を要する業務であることから、財団は必要である。</p> <p>今後は、こうした多くの宝物資料の分類整理や調査研究をさらに進めるとともに、保存・展示環境の改善、来館者の増加対策等を進め、自主財源の確保にも取り組む。</p>

**【実施計画】**

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
山内資料の分類整理・調査研究					▶
保存・展示環境の改善					▶
新たな資料館整備の基本構想策定					▶
来館者増加対策					▶
自主財源の確保					▶

**【補 足】**

山内資料の分類整理や調査研究

土佐山内家から県に移管された資料の調査研究を行う。(古文書の補充調査、古文書の目録編成、資料目録の発刊、美術工芸品の調査分類作業、「山内文庫」の調査、資料情報管理システムの開発。)

保存・展示環境の改善

山内資料を県民共有の文化遺産として、適切な保存管理を行う。(資料収集箱の作成、古文書の写真撮影と副本の作成、資料保存体制の再検討、修復計画の策定等。)

今後の適切な資料保全・展示を期すため、高知城周辺における既存の県有施設の改修を中心に新たな資料館を確保・整備する方向で、基本構想を検討する。

来館者の増加対策

山内資料の一括寄贈、国宝「高野切本」の購入にともなう企画展示(山内資料館)・特別展示(文学館)の実施と併せて、大河ドラマ「功名が辻」にちなんだNHK巡回展(文学館)も実施するなど、入館者増につながる取り組みに努める。

講座等の充実を図るとともに、調査研究の成果を教育普及に生かしていくなど、積極的な取り組みを行うことにより、山内資料、歴史資料への関心を高め、入館者増に努める。また、大河ドラマ「功名が辻」の放映と併せて、3館連携講座(土佐山内家宝物資料館・安芸市立歴史民俗資料館・宿毛市立宿毛歴史館)なども実施予定。

自主財源の確保

上記取組などによる入館者増に努めるとともに、入館料を見直し、入館料収入が増加となるよう努める。

そのほか、ミュージアムグッズの開発など積極的な取り組みを行う。

**【平成16年度の取組実績】**

約36,000点の山内資料の寄贈をはじめ、国宝「高野切本」の購入、重要文化財「一國兼光」の寄贈、重要文化財「大兼光」の寄託など、山内資料の充実が図られた。

約36,000点の山内資料の寄贈を受け、その劣化防止が緊急の課題であったため、応急的な措置として、12月補正により、収蔵庫の改修を行った。

**(財)四万十川財団**

基本的な方向	概 要
当面存続（流域市町村、民間団体との役割分担の検討、見直し）	財団は、平成8年3月に県が策定した「清流四万十川総合プラン21」で、清流、自然景観、生物資源の保全に関する施策や四万十川基金の管理を担う組織の創設を打ち出し、「保全と振興」を産・学・官・民の連携で行う実践組織として平成12年2月に設立された。 県での指標や指針の策定業務が完了する平成18年度以降は、四万十川流域振興室を廃止して、目標達成に必要な具体的な施策を財団において実施することとしているが、これらを産・学・官・民の連携による活動とするには、流域8市町村やNPO等の民間団体の「自らの財産である四万十川は自ら守り育てる」という意識を高め、主体的に参加してもらうことが必要であり、その体制づくりに取り組むため、財団は自主財源の拡充を図りつつ、当面存続する必要がある。

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 自主財源の拡充	ブランド認証の取組み					
	四万十川基金の取組み					
2. 流域住民、市町村等への支援	清流保全に向けた取組み					
	情報発信等の取組み					
	保全への意識醸成に向けた取組み					
	自ら守り育てる団体や人材の育成					

**【補 足】**

1. 自主財源の拡充

ブランド認証者との連携や認証制度自体の全国での認知度を高めていくとともに、認証額を増やし使用料収入の増加を図る（目標 H18年度 認証額 200,000千円、使用料 1,000千円）。

保全に向けた事業活動の推進に向け、基金事業のPR（森林トラスト等を通じ）による寄付の呼びかけを行う。

2. 流域住民、市町村等への支援

市町村の連携による四万十川の一斉清掃（4月と10月）など水質保全への取組みを推進。流域内の小学生（愛媛県も含む）の参加による水質調査により保全への意識の醸成を行う。特に、愛媛県や愛媛の流域市町村や住民と（高知県と）の連携を図り、具体的な活動に結びつけていく。

四万十川の多様な情報を全国へ発信（清流通信はH17から）するとともに、インタープリタ（地域案内人）養成等を通じて流域外観光客等の受入れ体制の拡充と整備を進める。

四万十ブランド認証品のPRを積極的に展開して販売額、販路等の拡大を図り地域産業の振興を行う。また、ブランド認証者を環境保全の広告塔として情報発信することにより、流域生産者の保全意識の高揚を図り、将来にわたって保全意識の高い生産者の養成を行う。また、委嘱した流域内の102人の「四万十パーマスタ―」による観光客への危険情報等の提供と四万十川ルールの周知を通じて、来訪者の保全意識の醸成を行う。

四万十川基金を活用した森林トラストを実施し、流域市町村や森林ボランティアとの連携による間伐活動など、具体の保全活動のための機会を流域で創出していくことにより、流域での団体や人材の育成を行う。

**【平成16年度の取組実績】**

- 1 - ブランド認証制度はH16年5月にスタート。年内4回の委員会を開催し、「四万十ニク味噌」、「ゆずっこ村」、「土佐ジロー卵」等14品目を認証額5,375千円 使用料22千円)
- 1 - H16年度末の基金造成額は 44,609千円（前年度比+1,647千円）。
- 2 - 河川の一斉清掃を7月25日に流域の7市町村で実施（約7,000人の参加）。高知・愛媛両県の流域の12市町村、40校、400人の児童の参加による水質調査を実施。
- 2 - 7月25日の一斉清掃へのボランティア参加を絡めたモニターツアーの実施と地域の観光資源の発掘等。
- 2 - 県から制度を引き継ぎパーマスタ―102人に委嘱。連絡会を開催して意見等を聴取し情報の共有を行った。

**(財)高知県国際交流協会**

基本的な方向	概 要
存 続	<p>財団は、県内の民間国際交流団体の中核的役割を担う組織として設立され、人材育成事業や海外技術研修員の受入事業等を行っているが、運営財源のほとんどは県からの補助金・委託料により賄われている。</p> <p>近年、国際交流、国際協力に関する分野ではNPO、NGO等民間団体の活動が活発化してきているが、財団に代わって事業を担えるだけの団体は育っていない。</p> <p>そのため、財団は、自主財源の確保に努め、様々な国際交流活動を行う民間団体の育成、支援にさらに取り組むとともに、県と財団の役割分担を明確にしたうえで、国際交流の中心的な役割を担う組織として存続する必要がある。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 自主財源の確保	事務局体制の見直し					→
	各種の制度事業等の導入					→
	基本財産の運用					→
2. 民間団体の育成、支援	県内民間国際関係団体の活動への助成と人材育成					→
	日本語の指導体制の強化					→
	ボランティアや民間団体等と共同した事業の推進					→

**【補足】**

1. 自主財源の確保

体制の見直しとともに、人件費をはじめとする経費の節減に努める。

今後とも、(独)国際協力機構(JICA)、(財)自治体国際化協会、その他民間団体等からの外部資金の導入・確保を図り、県補助金の削減に努める。

県債及び国債で運用中の基本財産について、より有利な運用に努める。

2. 民間団体の育成、支援

- ・各種分野での民間国際交流団体を育成しその活動を活性化するため、実施事業に対する助成事業を継続する。
- ・リーダーやメンバーを対象とした各種研修会(H16年度開始)を開催し、人材の育成に取り組む。
- ・また、電子メール(メーリングリスト)や協会HPを使って有益でタイムリーな諸情報の提供・交換を行うなど、民間団体との連携を強化する。
- ・当協会の設立以来開催している在住外国人を対象とした日本語講座を継続する。
- ・日本語ボランティア講師(H16年度開始)を多数養成し、ボランティアによる日本語の指導体制を確立するとともに、郡部地域に居住する外国人に対しても日本語を学ぶ機会を提供できる体制を整える。

協会実施事業の中で可能な事業については、民間団体、ボランティア、国際交流員、在住外国人等の参画を求め共同して事業を推進する。

**【将来の方向】**

民間国際交流団体の育成支援等の実施や団体等と相互に連携した諸事業を推進するなど、国際交流・協力をするうえでの、団体間のネットワークのハブとして中心的な役割を担っていく。

増加及び多国籍化傾向にある在住外国人が、本県において快適でゆとりのある生活ができるよう、日本語の指導や各種情報の提供など様々な支援を行っていく。

**【平成16年度の実績】**

- 1 - 非常勤職員2名体制をH17年度から契約職員1名体制に見直した。
- 1 - 外部資金の導入：550,000円
- 1 - 国債の購入：額面金額170,000千円 利率0.8%

**(財)こうち男女共同参画社会づくり財団**

基本的な方向	概要
当面存続（民間団体との役割分担の見直し）	<p>財団は、県立こうち男女共同参画センター（以下「ソーレ」という。）の管理運営と女性の地位向上や人権の尊重を基調とした男女共同参画社会の形成を目指した事業を行っている。</p> <p>ソーレの管理運営と男女共同参画に関する業務について、指定管理者制度が導入されることから、将来的には、男女共同参画に関する公益的な活動を行う女性団体やNPOなどの民間団体がこの受け皿となることが期待される。</p> <p>しかし、現時点では、施設の管理と合わせて事業の総合的な企画運営を行える団体が、財団以外には想定されにくく、様々な取り組みの主体となる団体の支援・育成に取り組みながら、財団は利用料金制を有効活用しつつ、当面存続する必要がある。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 経営改善計画	経費節減の取組					→
	職員配置の見直し					→
	利用料金制の活用					→
2. 団体の支援・育成	職員の企画力の養成					→
	女性団体やNPOとの協働・アウトソーシングの推進					→
	運営の受け皿となる団体の育成					→ 受け皿が整えば民間への移行

**【補 足】**

平成18年度からの指定管理者の指定へ向けて以下の内容を中心に取り組んでいく。

1. 経営改善計画

各種委託業務やシステム業務の見直しによる効率化を検討するなど経費の節減を図る。

県・高知市からの派遣職員等の見直しを検討する。

利用料金の増収を図り自主財源を確保することで、主体的な活動を促進するとともに、新たな県民サービスの提供に努める。

2. 団体の支援・育成

財団非常勤職員の事業の企画・立案・実行力を養成しながら、事業の多様化を図る。

女性団体やNPOなどの協働やアウトソーシングを進める。

事業の協働やアウトソーシングを通じて、管理運営の受け皿となる団体を育成する。

**【平成16年度の取組実績】**

- 1 - 各種委託業務やコンピューターシステムの見直しを行い経費を節減した。
- 1 - 施設の利用料金の減額・免除の見直しや利用者の拡大を図り、収入の増となった。
- 1 - 利用料金を活用した自主事業を実施することで、新たな事業の展開が図られた。
- 2 - 啓発誌、各種企画事業をアウトソーシングした。
- 2 - ソーレボランティアの養成や女性団体等からの企画提案事業を実施することで、女性団体等の支援・育成を図った。

(財)高知県産業振興センター

基本的な方向	概 要
存 続	<p>財団は、平成10年策定の「公社等外郭団体の改革について」の改革方針を受け、平成11年4月に(財)高知県中小企業公社を統合した。</p> <p>また、平成11年に「新事業創出促進法」に基づく中核的支援機関、平成12年に「中小企業支援法」に基づく中小企業支援センターの指定を受け、国の補助事業の対象となる各都道府県に一の指定法人となるなど、県内中小企業に対する県の各種施策の実働機関として欠かせないことから、財団は存続する必要がある。</p> <p>なお、時代の流れや変化に応じた事業を柔軟に展開していく組織として、県と財団の役割分担、自立性についてのあり方を検討する必要がある、その際には、役員への民間出身者の登用についても併せて検討することとする。</p>

【実施計画】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	県と財団の役割分担のあり方の検討				→	
	自立性の向上					→
	役員への民間出身者の登用					→
2. 経営改善計画	経費の節減					→
	収益事業の見直し			→		
	会館(大ホール等の貸出)事業のアウトソーシング検討・実施		→			
	検査(骨材試験)・設備貸与事業の見直し検討			→		
	多様な事業資金の確保					→
	施設整備					→

【補 足】

1.事業運営改善計画

時代の変化や県の高知COE構想( )の検討状況を踏まえ、県と財団との役割分担のあり方や事業内容等の見直しを進める。

県下の中核的な産業支援機関として機能を発揮していくために、職員のスキルアップや商工会・中央会等の支援機関との連携強化による支援機能の向上と組織の効率化を図る。

民間の視点に立った一層の企業支援を進めるため、会長等役員への民間出身者の登用を検討する。

2.経営改善計画

事業の重点化と効率化を図るとともに、財務状況等を踏まえた職員給与の見直しや管理経費の節減に努める。

利用実態や環境の変化等を踏まえ、会館(ホール等貸出)、検査(骨材試験)、設備貸与の収益事業について民間への運営委託や事業の休廃止等も含めた見直し、検討を進める。

県の補助事業の実施に加え、公募による国等の支援事業への積極的な提案・事業獲得に努めるとともに、賛助会員の拡大等による多様な事業資金の確保に努める。

財団の自主財源の確保に努めるためにも会館の適正な管理運営を図り、老朽化が進む施設の機能維持に努め、計画的な施設改善を図っていく。

【平成16年度の取組実績】

- 1 - 県内製品重点支援プロジェクト推進事業、幡多地域中小企業支援センター事業等の見直し
- 1 - センター経営の中核となるプロパー職員への年間定例研修の開始
- 1 - 、 2 - 組織体制と職員数の見直し(県派遣職員等の減)
- 2 - 会館運営の民間委託と利用時間の延長等(17.4.1)

高知COE構想・・・高知県の産業振興を図るため、産学官の連携・調整による研究、開発、事業化支援などを推進する中核組織のあり方を示す構想。

**(財)高知県観光コンベンション協会**

基本的な方向	概 要
存 続	<p>財団は、平成11年に策定した「公社等外郭団体の改革について」の改革方針により(財)高知コンベンションビューローと(社)高知県観光連盟とを一体的組織とすることで観光とコンベンションの緊密な連携を一層促進するため平成14年に統合・設立したものである。</p> <p>観光産業は、本県に欠かせないものであり、財団は観光推進に係る事業全般を包括的に行う組織として存続する必要がある。</p> <p>なお、観光客の誘致・受け入れ等は継続的な取り組みが必要である一方、重点的に取り組むことが効率的・効果的でもあることから、状況に応じた組織体制や事業のあり方を常に見直しながら運営していかなければならない。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	運営計画の検討					▶
	プロパー職員の育成					▶
2. 経営改善計画	自主財源の拡大					▶
	観光物産事業の見直し					▶

**【補 足】**

**1.事業運営改善計画**

・県はH15からH17年度まで観光振興緊急対策期間と位置付け、また、H16年度に高知県観光条例を制定し、それに基づき高知県観光ビジョンを策定した。財団はH17年度から、観光条例の規定や観光ビジョンで定められた取り組みを実践していく役割を新たに担うこととなった。

・今後、県と財団は3か年の事業効果について検証するとともに、条例の規定や観光ビジョンを効果的に実践していくために、H18年度以降の運営計画を検討する。

・県と財団は、運営計画の検討に際しては、重点的な事業を設定し、重点事業に対し、人的、予算的に集中化した取り組みを行う。

・H17年4月から新規開設した北海道事務所については、H17～18年度の2か年の実績によりH19年度以降、運営を継続するかどうか判断することとしており、県と財団は、事業実績を随時見ながら、今後の運営について検討していく。

旅行、運輸、宿泊等、民間から招聘している職員(外部招聘職員)の業務ノウハウを継承することなどにより、財団プロパー職員の育成を促進し、プロパー職員を中心に、効果的な観光誘致業務に取り組める体制づくりを行う。

**2.経営改善計画**

・財団既存会員の確保とともに、新規会員の獲得に努めることにより、自主財源の拡大に取り組む。

・人件費をはじめ、経費の節減に努める。

観光物産事業について、業務の見直しや、新規会員の獲得、新規催事場所の開拓などにより、自主財源を中心の運営を図る。

**【平成16年度の取組実績】**

- ・マンパワーの強化(外部招聘職員の増加:H15年度:3名 H16年度:5名)と、民間ノウハウを活かした新たな事業展開。
- ・事務所移転(商工会館から高知駅前のジブラルタル生命1F)による、観光客の利便性向上と執務環境の改善。

## 高知県信用保証協会

基本的な方向	概 要
存 続	<p>協会は、中小企業者等が事業資金を金融機関から借り入れる際にその借入債務を保証することにより、担保力や信用力が不足している中小企業者等に対する事業資金の融通を円滑化することを目的に設立された、「信用保証協会法」に基づく大臣認可法人である。</p> <p>資金調達力の乏しい県内中小企業にとって、協会の信用保証業務の果たす役割は大きいものがあり、協会は存続する必要がある。</p> <p>また、低金利下における運用益の減少等に伴い、協会の収支状況も経営収支差益の縮小が見込まれる環境下にあつて、中小企業の資金需要に的確に応え、その役割を果たしていくためには、協会自らが、引き続き健全な経営を確保していかなければならない。</p>

### 【実施計画】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 中期経営計画に沿った経営	基本財産の増強		▶		▶	▶
	適正保証の推進		▶		▶	▶
	期中管理の徹底と求償権回収の促進		▶		▶	▶
	経営の効率化		▶		▶	▶
	スペシャリストとしての人材育成				▶	▶
	ディスクロージャー(情報開示)への対応				▶	▶

### 【補 足】

#### 1. 中期経営計画(平成17年度～平成19年度)に沿った経営を行う。

人件費の適正化、業務経費の削減策、中小企業者のニーズに適合した保証伸張による保証料収入の確保及び積極的な管理回収の推進に取り組む。

中小企業の活性化を図ることを基本とし、相談窓口の設置や保証取引先の拡大など、積極的な保証取組を行う。

・取扱金融機関と連携し事業の現況把握を行うとともに、被保証人等の資産調査を実施し、担保権の設定や求償権の事前行使による仮差押等の保全措置を行う。(期中管理の徹底)

・代位弁済後の早期着手、夜間督促の実施、債務者等の現況把握に努め有効な回収手段を図る。(求償権回収の促進)

・適正保証料の確保と信用保証料の縮減、人件費の適正化や事務費の効率使用等により経常収支差益の確保に努める。

・シンプルな組織体制を確立し、団塊世代の退職後を見据えた職員採用計画を立てる。

・内部検査の充実と外部監査との連携などによる、内部管理体制の充実を図る。

・次期電算システムを構築する。

中小企業診断士の確保のための中小企業大学校への派遣等、組織の基盤強化と活性化を図るための人材育成を行う。

情報開示の推進を前提として制定した「コンプライアンス(法令遵守)・マニュアル」に基づく同プログラムの実施と、「個人情報保護(諸)規程」の周知徹底を図る。

#### 2. 次期中期経営計画(平成20年度～)

平成20年度以降についても、中期経営計画を策定して、健全経営に取り組んでいく。

### 【平成16年度の主な取組実績】

- ・ 計画的な経営に向けて、H17年度から3年間の中期経営計画を策定した。
- ・ 基本財産を131,171千円増加させるなど、健全経営に取り組んだ。
- ・ 保証承諾は、16年度において7,298件6,100百万円を保証した。
- ・ 保証債務残高は、16年度末において21,362件146,088百万円となった。

**(社)高知県農業用廃プラスチック処理公社**

基本的な方向	概 要
当面存続(民間事業者への業務移管の検討)	<p>社団は、農業用廃プラスチック類を広域的に再生処理することにより、自然環境の保全と施設園芸の一層の発展を図ることを目的に設立された。</p> <p>現在、県下の農業用廃塩化ビニールは、ほぼ100%再生処理され、全国的にも優良事例として認められており、環境行政の観点からも、この再生処理システムは継続させる必要がある。</p> <p>社団は、ビニールを回収するための配車事務等を行っている事務職員一名体制で、再生処理は民間企業に委託している実態にあり、昭和48年以来、システムとして既に確立されていると考えられることから、将来的には民間事業者へ業務を移管することも検討する。</p> <p>その際は、排出事業者(農家)に対する適正処理に向けた啓発・指導は環境保全や資源循環への取り組みとして、県が関与し再生処理システムを維持させる。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	農業用廃プラスチック類全般の適正処理に向けた検討 ・回収体制の整備 ・回収量の確保					
						→
2. 経営改善計画	財務の安定化 運賃処理費用の検討					
						→
3. 組織・体制の見直し	民間事業者への業務移管検討					
						→

**【補 足】**

1.事業運営改善計画

- ・ 農家での塩化ビニールの使用量の減少に伴い回収量が減少しているが、引き続き100%に近い回収に向けて取り組む。(平成14年度回収量:3,140t 平成15年度回収量:2,881t 平成16年度回収量:3,004t)
- ・ 各農家が産業廃棄物の排出事業者であり排出者責任の認識を高めるため、普及啓発活動を継続して行う。
- ・ 廃ビニールのみならず農業用廃プラスチック類全般の適正処理に向けた検討を行う。

2.経営改善計画

- ・ 処理量増加の方策や回収処理費(運搬、処理費用)のあり方について検討を行い、経営の安定化を図る。

3.組織・体制の見直し

- ・ 現在再生処理を民間企業に委託して実施しており、システムも既に確立されているため、民間事業者への業務移管の可能性を検討する。  
(業務移管のための検討課題)
- ・ 農家からの搬入廃ビニールに異物等の混入があり、仕分け作業に多大の経費と労力を要している。
- ・ 回収率を上げるために処理費用を県内平準化しているため、遠方からの収集量が増加した場合、収益を圧迫することがある。

**【平成16年度の取組実績】**

- ・ 回収した廃ビニールは、ほぼ100%の再生処理を行った。
- ・ 農業用廃プラスチック類の適正処理に関するブロック別(5地区)協議会を開催した。
- ・ 社団の臨時総会で、民間事業者への業務移管の可能性について検討していくことを報告した。



**(社)高知県青果物価格安定基金協会**

基本的な方向	内 容
存続(健全経営の確保)	<p>社団は、対象野菜及び果実の価格安定事業(価格低落時の補給金交付)等を実施し、生産意欲の向上と消費地への安定供給を図ることにより園芸農業の振興に資することを目的に設立された。これまで、運営費にかかる県からの補助はない。</p> <p>県としては、主産地の育成及び生産農家の経営安定のため、制度の存続は必要と考えており、また、事業の実施主体が「野菜生産出荷安定法」及び「果樹農業振興特別措置法」で公益法人に限られていることから、社団は存続する必要がある。</p> <p>ただし、当初は、基本財産の運用益で運営する見込みで設立されたが、管理費については、15園芸年度から17園芸年度までは基本財産を取り崩して対応している状況にある。</p> <p>そのため、経費の節減等、より効率的な経営の確保を検討する。</p>

園芸年度:例えば、16園芸年度とは平成15年9月1日から16年8月31日までをいう。

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 経営改善計画	生産者からの負担金の徴収等を検討					▶
	国債購入による運用益の増を検討					▶
	管理運営費の節減					▶

**【補 足】**

1. 経営改善計画

- 18園芸年度(H17.9～H18.8)からは、生産者から負担金を徴収し社団の収支の改善を図ることを検討していく。
- 18園芸年度から新たに国債を購入し運用益の増加に向け、検討を行う。
- 人件費も含めた管理運営費の経費の節減に努める。

**【平成16年度の実績】**

H15～17園芸年度の3年間、年間12,037千円の基本財産の取り崩しを行ったが、その間運営経費の節減の努力を行うことにより出た剰余金を財政調整積立金として積み立てた。

理事会等で18園芸年度からの運用益の増収に向け検討し、新たに国債の購入を決めた。

理事会で経営改善に向けた検討を行い、受益者である生産者に制度に対する理解を求め、負担金を徴収することを決めた。(負担対象者の範囲、金額、徴収方法等については、継続検討。)

補給金交付実績

生産農家の経営を補完するとともに消費地への安定供給を図るために対象野菜及び果実の価格安定事業等補給金の交付などを行った。

野菜基金事業価格差補給金                      1,263,718千円 (前年比 352%)  
 果実基金事業    679千円 (前年比 142%)

**(財)高知県山村林業振興基金**

基本的な方向	概 要
<p>存続 ( (社)高知県森林整備公社及び県との役割分担の見直し)</p>	<p>財団は、高知県における国土緑化を強力に推進するため、森林整備を促進し、林業労働力を育成・確保することにより、森林資源の造成及び森林の公益的機能の拡充・強化を図り、もって山村地域経済の振興及び県民の福祉の向上に寄与することを目的に設立された。財団の事務局は高知県森林組合連合会の職員が兼務している。</p> <p>財団は、基本財産の運用益による森林整備事業や林業労働力の育成・確保事業等を行っており、これまで既存制度(補助事業等)間の隙間を埋める役割を果たしてきたが、近年、低金利により事業規模が縮小しており、基金を有効に利用するための抜本的な見直しが必要になっている。</p> <p>このため、現在、森林整備公社が実施している林業労働者の育成確保に関する業務について、これまで県が担ってきた事業も含め、財団に移管し、施策の充実と効率化を図るとともに、森林整備公社及び県のスリム化に資する。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
1. 森林整備公社との役割分担	林業労働力確保支援センターの移管															
	職業訓練の実施															
2. 県との役割分担	登録教習機関としての講習の実施															
3. 事業運営改善計画	新規就業者対策の拡充															
	無料職業紹介の実施															
4. 経営改善計画	基金運用の検討															

**【補 足】** (注)「財団:山村林業振興基金」「公社:森林整備公社」「センター:林業労働力確保支援センター」

1. 公社との役割分担

センターの業務の指定を公社から財団に替え、公社のスリム化に資する。

のセンターの指定替えに合わせて、公社が認定を受けて行っていた職業訓練(基礎研修(技能講習)と基幹林業者研修)を財団が認定を受けて職業訓練を行う。

2. 県との役割分担

・ 県が登録教習機関として実施していた技能講習を、今後は財団が登録教習機関として実施する。

地山の掘削作業主任者、はい作業主任者技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、フォークリフト技能講習  
車両系建設機械運転技能講習、玉掛け技能講習

3. 事業運営改善計画

・ 1- のセンターの指定替えに伴い、財団の事業の見直しを行い、効率的・効果的な事業の推進を図る。

財団がこれまで行っていた体験教室などに要する経費への助成を廃止し、新規就業者の確保を強化するため、就労環境の改善に要する経費の助成を拡大する。

センターがこれまで行っていた新規就業者確保対策の一つの就業相談と情報提供を拡大し、求人者と求職者のマッチングを強化するために、厚生労働大臣の許可を受けて、財団が無料職業紹介を行う。

4. 経営改善計画

・ 基金の運用について、安全かつ優位な運用を検討する。

**【平成16年度の取組実績】**

県から林業労働力確保支援センターの指定を受けた。

作業主任者や就業に必要な免許を取得したい方に対して、技能講習の業務を行い、技能講習の修了者に免許を交付することができる登録教習機関として労働局に登録を行った。

一定の要件が満たされた職業訓練に要する経費や訓練中の就業者の賃金について、事業主に対して給付金が給付される制度(キャリア形成促進資金:厚生労働省)を事業主が利用できるように、財団が認定職業訓練校の認定を知らずから受けた。

## (社)高知県森と緑の会

基本的な方向	概 要
存続(県の関与の見直し)	<p>社は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」を受けて、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進などを目的に設立され、緑の募金及びその寄付金の管理、県立施設(情報交流館、森林学習展示館、月見山こどもの森)の管理等を行っている。</p> <p>社は、緑の募金に関する業務を行う公益法人として、法に基づき各県に1つ指定されたものであり、また、今後強く望まれている森林づくりや緑の環境づくりを広く県民の協力を得て推進する役割を担っていく必要があるため、存続する必要がある。</p> <p>ただし、県からの委託業務等については、指定管理者制度への対応も含め、県や民間との役割分担の見直しを行うとともに、組織体制のあり方についても検討する。</p>

### 【実施計画】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 経営改善計画	組織体制のスリム化					→
	会費収入に対する取り組み					→
	緑の募金活動の活性化					→
	収益事業の検討・導入					→
2. 受託業務の役割分担の見直し	県立施設の管理運営		→			→
	その他の業務の見直し		→			

### 【補 足】

#### 1. 経営改善計画

必要最小限の人員の配置(県からの派遣職員の引き上げを含む。)について検討を行いコスト縮減を図り、指定管理者制度への対応を行っていく。

市町村合併や森林組合の合併等により、会員数が減少し、会費収入が減少するため、会の活動に賛同する個人も対象に加え新規会員を募る。

募金活動の低調な地域への普及啓発、県内企業・団体への協力依頼等により、募金の拡大に取り組む。

収入に占める県からの委託事業の割合が突出しており、会費収入の拡大とともに、環境教育の有料化など収益事業の導入により自主財源の確保に取り組む。

#### 2. 受託業務の役割分担の見直し

情報交流館、南喜ヶ峰森林公園、月見山こどもの森については、17年度までは管理運営を受託、18年度以降指定管理者となった場合には引き続き業務を行う。

18年度以降、民間との役割分担や受益者負担による運営など県からの受託業務の見直しを検討する。

### 【平成16年度の取組実績】

春の街頭募金等による募金活動の実施

レジ袋削減運動への協力要請等による協賛企業の拡大に向けた取り組みを実施

**(財)高知県苗木需給安定基金協会**

基本的な方向	概 要
当面存続(運営業務経費の見直し)	<p>財団は、森林造成の基盤をなす造林事業に必要な種苗の計画的な生産と供給の安定を図り、もって本県の森林の保続培養と森林の生産力の増進に寄与することを目的に設立され、苗木需給安定基金造成事業(造林計画に基づき生産された残余種苗への損失補償等)を行っている。</p> <p>高知県森林組合連合会(以下、県森連)は苗木の生産者及び需要者双方の代表機関であることから、財団の事務局は県森連内に置き、業務は県森連の職員が兼務している。</p> <p>苗木需給安定基金造成事業の実施要領では、事業の実施主体は高知県種苗緑化協同組合(以下、県苗組)でも可能であるが、近年、本県の林業用種苗の需要が激減しており、県苗組は苦しい経営を余儀なくされていることから、将来的には県苗組と県森連が苗木事業で一本化する方向に進むことが考えられるため、財団の事務局業務を引き続き県森連の職員が兼務して実施するのが現実的である。</p> <p>現在、財団に対する県の人的・財政的支援はなく県財政への負担はないが、団体として業務を効率的に運営するために、平成17年度から現在の3名体制を2名体制に減員するとともに、引き続き業務運営経費の見直しを行っていくことを検討する。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 経営改善	事業管理費の見直し	→	→	→	→	→
	事業運営体制の見直し		→	→	→	→
2. 事業運営改善	残苗木本数抑制方法の検討		→	→	→	→

**【補 足】**

財団の事業が、残苗木に対する共済事業のみで収支構造は明快であるため、収支決算書のうち費用について見直しを図る。収支改善のためには、残苗木共済費と事業管理費を抑えることを基本とする。

**1. 経営改善**

事業管理費については、3名体制を2名体制にしたことにより、一定削減してきたところであるが、今後も年間の業務に必要とする人役や業務量等を精査し、経営の改善に取り組む。

役員については報酬を支払っていないため、役員体制は現在の体制を維持するが、財務の透明化・健全化を図るために、業界以外からの監事を検討する。

**2. 残苗木本数抑制対策**

残苗木は自然災害や需要見込み違いなどの不確定要素からどうしても避けることができないが、生産者と需要者双方の協力によってある程度抑制することができるため、それぞれの立場で残苗木を抑制する方法を検討する。

特に影響力の大きい国有林や緑資源機構などの大口の需要者には、できる限りの造林計画面積の精査を要請する。

**【16年度の取組実績】**

「協会の運営に関する検討会」(間伐推進対策室主催で2回実施)で、運営体制や運営業務経費等について検討を行った。その結果、業務の効率的運営の一環として平成17年度から財団運営を3名から2名体制にすることとした。

## 高知県漁業信用基金協会

基本的な方向	概 要
存続(健全経営への取り組み)	<p>協会は、「中小漁業融資保証法」に基づき、金融機関の中小漁業者に対する貸し付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業者の振興を図ることを目的に設立された。</p> <p>保証残高は、設備投資の減少や養殖業の不振、倒産等の増加によりここ数年減少傾向にある。加えて、経済不況等による求償権の行使には困難性が伴い、バブル崩壊、漁業不振、魚価安等により代位弁済が増加しており、平成15年度単年度収支は約4千万円の赤字になっている。</p> <p>協会は、法律に基づく大臣認可法人であり、また、業態別に保証制度を実施する法人を設置することになっている現行制度上、直ちに類似団体との統合等は困難であり、存続せざるを得ない。</p> <p>これまで、合理化のための人員削減など一定の経営努力は行ってきたが、引き続き、保証の拡大、期中管理の徹底、求償権の行使による債権回収、経費節減等の健全経営に取り組んでいく。</p>

### 【実施計画】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	資金融通の円滑化の取り組み					▶
	新規制度資金への債務保証取り組み					▶
	期中管理の徹底					▶
2. 経営改善計画	経費の節減、事務の効率化					▶
	求償権に基づく債権の回収、不良債権の整理					▶
	繰越欠損金の解消					▶

### 【補 足】

#### 1. 事業運営改善計画

漁業をとりまく環境が厳しいなか、近代化資金等設備資金の需要が減少している。一方、運転資金を必要としている漁業関係者は多く、資金の確保はますます重要になってくることから、金融機関との連携を強化しながら債務保証に努める。

新規の制度資金(災害対策資金、後継者に関する資金、近海かつお一本釣りに関する資金)に対して債務保証を行うことにより、関係漁業者への融資を円滑に行い、漁業の振興に寄与する。

保証した経営体に対する指導を行うことにより、長期延滞、代位弁済の減少に努める。

#### 2. 経営改善計画

平成17年度に理事定数の削減(14名 9名)を行い、その他事業管理費についても人件費の削減等経費の節減を行う。

倒産廃業者等の代位弁済に係る求償権については、債務者、保証人への請求督促を行うとともに、資産の売却を行うなど回収に努める。また、回収困難な債権については、計画的に整理をしていく。

### 【平成16年度の取組実績】

事業直接費、事業管理費ともに経費の節減を図り、経常収支は黒字を確保したものの、その他の収支が赤字となったことにより、結果として当期損失額は 6,503千円となった。しかし、当期損失額は、当初の計画( 38,174千円)に比べ 17%となっており、大幅に縮減できた。

(財)高知県漁業振興公害対策基金

基本的な方向	概 要
廃 止	平成16年6月18日に開催された評議員会、理事会で解散決議が行われ、平成16年10月29日をもって清算手続きを完了し、廃止された。

【平成16年度の取組実績】

平成16年度は、理事会、評議会での解散決議後、解散及び清算に係る事務手続きを行った。なお、財団法人が行ってきた事業については、今後、漁業協同組合連合会の指導事業の中で対応することとしている。

【清算に係る事務手続きの経過】

1. 解散手続きの経過

- (1) 平成16年6月18日 理事会、評議員会にて、以下の決議を行った。  
財団法人の解散、 残余財産の処分、 清算人の選任
- (2) 平成16年8月16日 高知県知事が財団法人の解散及び残余財産処分を許可した。

2. 清算事務の経過

- (1) 平成16年7月23日  
～ 7月27日 解散公告
- (2) 平成16年8月24日 財団法人の解散、清算人就任の登記
- (3) 平成16年10月29日 残余財産の確定

3. 残余財産処分の経過

- 平成16年10月29日 財団法人の基本財産当座預金、当座預金残余金を  
(社)宿毛湾水産業振興協会に寄付した。

**(財)高知県のいち動物公園協会**

基本的な方向	概 要
当面存続(県の人的関与の見直し、経営の改善)	財団は、県立のいち動物公園及び県立鏡野公園の管理業務のほか、動植物の調査研究、動物愛護思想の普及などを目的として設立されている。 このうち、財団の主要業務である動物公園の管理運営業務については、指定管理者制度が導入されるが、少なくとも財団が動物公園を管理運営している間は、存続する必要がある。 今後、財団が動物公園を適正かつ持続的に運営していくためには、人件費をはじめとする諸経費について常に見直しを行い、財務体質の強化を図らねばならない。 そのため、県からの職員派遣の見直しや民間出身者の役員への登用等を図り、民間感覚を取り入れた組織及び運営の合理化、経費の縮減に努めるとともに、収益事業の充実についても検討する。

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	動物の魅力を最大限発揮し、入園者を満足させる展示、運営					→
	幼、保、小中学校の行事としての利用促進					→
	入園者増対策					→
	広報の充実					→
2. 管理運営費改善計画	管理運営費の見直し					→
	県派遣職員見直しや民間出身者の役員への登用等の検討					→
3. 収益事業改善計画	単年度収支の黒字定着					→

**【補 足】**

1. 事業運営改善計画

「大人が楽しむ動物園」や「動物園裏側探検隊」などのミニイベントを毎月実施する。

職員の手作りによるサインや案内板の設置

動物への給餌を楽しんでもらう「お食事タイム」を入園者の観賞、移動時間や動線をより配慮したものに改善する  
 県下全幼、保、小学校へ教育行事としての利用の案内を送付するとともに、市町村教委等に利用を働きかける。

里親として愛着を持ってもらうと同時に、リピーターとしての来園を期待するサポーター制を17年度から実施。

17年度から年間入園券の制度化

夜の動物公園の定例行事化

アンパンマンミュージアム等の近隣4観光施設との連携(運輸・観光関係者との連携)

2. 管理運営費改善計画

現在まで随意契約としているものについても、可能なものは入札に移行するとともに、飼料費等についてより低価格で購入できるよう購入改善を図る。

また、職員給与の見直しや管理経費の節減に努める。

民間の人材登用を含めた理事会・評議員会の活性化。

県職員の派遣の見直し、役員体制の見直し。

飼育動物の見直しや職員体制の見直し。

3. 収益事業改善計画

経費節減のため、17年度から売店2箇所を1箇所にし、非常勤1名減とした。

自動販売機手数料を平均19%値上げした。

入園者のニーズにあった商品、メニュー等の設置

**【平成16年度の取組実績】**

1. 事業運営改善計画

県下の全幼、保、小学校へ利用案内を送付するとともに、学校訪問を実施した。

夜の動物公園を8月14日、21日に開催し、2日間で7,257人が入園した。

近隣観光施設と共同してスタンプラリーを行うとともに、パンフレット等を須崎市以東の道の駅、ホテル等に年2回配布した。

2. 管理運営費改善計画

15年度に比較して、委託料で9,197千円、飼料費で2,964千円の節減をした。

3. 収益事業改善計画

16年度の収益事業は、非常勤1名の不補充、生鮮野菜等の仕入れ改善等により、収支で平成12年度以来の黒字となった。

**(財)高知県下水道公社**

基本的な方向	概 要
当面存続(民間委託等へ移行するまでの間、存続)	<p>財団は、県が設置する浦戸湾東部流域下水道(高須浄化センター等)の維持管理を主要業務としている。高知市及び県からの職員派遣はあるが、運営経費については、流域市町の負担金で賄われており、実質的に県の財政的負担はない。</p> <p>下水道の運転管理については、現在も民間事業者にて再委託されている部分が多く、財団を通じなければならない必然性は低い。そのため、数年後には民間事業者にて施設を運営させることを視野に入れ、指定管理者制度又は性能発注による包括委託を導入する。なお、指定管理者制度や包括的民間委託による下水道の管理の仕組みや民間事業者の準備が整うまでの間は、現在の仕組みを継続する。</p>

**【実施計画】**

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 流域下水道の維持管理業務の継続					→
2. 経営改善の継続					→
3. 指定管理者制度・包括的民間委託の導入検討					
4. 組織・体制の見直し					→

**【補 足】**

- 流域下水道の維持管理業務を継続し、下水汚泥の搬出方法の見直しなど、課題解決に努める。
- 今後とも燃料費や薬剤費などの施設運転管理費の節減を心がけ、経営改善に努める。
- 指定管理者制度になじむ公社業務の洗い出しを検討していくとともに、包括的民間委託できる民間事業者の台頭を注視していく。このため17・18年度は、指定管理者制度及び包括的民間委託の先行県の調査を実施し、19年度を目途に方向性を決定する。
- 下水道の専門性を確保しつつ、プロパー職員と県・市派遣職員の体制の見直しを行う。また、流域市町による組合化についても今後、検討課題としていく。

**【平成16年度の取組実績】**

- 年間処理水量は前年比110%の6,297,407m<sup>3</sup>となった。また、汚泥の焼却灰量は、641.75tの処分(焼却日数243日)となった。なお、県からの委託費のうち、施設運転管理、敷地内植栽管理、焼却灰等搬出処分、各種設備機器保守点検、各種測定・分析に要する経費を外部委託している。
- 平成16年度は管理経費等の見直しにより1000万円あまりの経費節減を行った。
- 指定管理者制度や包括的民間委託の導入について、全国の会議などで情報収集・情報交換に努めた。
- 監査体制の充実のため、公益法人の財務・業務等に関して専門的な知識を有する税理士を監事とした。



## (財)高知県環境検査センター

基本的な方向	概 要
存続	財団は、浄化槽の法定検査を行う知事指定の検査機関(指定検査機関)であり、「浄化槽法」の規定により指定検査機関が公益法人に限られていることから、引き続き財団として存続する必要がある。 財団の運営は検査手数料で賄われており、現在のところ経営は安定している。また、職員は全員がプロパーで、財政的・人的な面での自立性は高い。 今後とも健全な経営体制を確保しつつ、役員のあり方や県の出捐割合の引き下げなど、県の関与の更なる縮小に向けた検討を行う。

### 【実施計画】

#### 1. 役員のあり方

財団の健全な経営体制を推進し、その透明性を確保するため、公益法人の財務・業務等に関して専門的な知識を有する人材の選任を進めている。

#### 2. 県出捐割合の引き下げ

基本財産を事業規模に見合ったものに増額し、法人基盤の安定強化を図る目的で、平成17年4月1日より財団の利益の中から300万円を基本財産として増資した。これにより、県出捐割合が13.3%となったため、今後は公社等外郭団体の改革検討団体の対象外とする。

#### 3. 運営について

今後も引き続き経費節減に取り組み、より効率的な経営の確保に努める。

**(財)高知県スポーツ振興財団**

基本的な方向	概 要
当面存続(事業の見直し、経営の改善)	<p>財団は、生涯スポーツ社会の実現のための初心者指導等のスポーツ振興事業と県立スポーツ施設(県民体育館、武道館、春野総合運動公園)の管理受託事業を行っている。</p> <p>財団の主要業務である県立スポーツ施設の管理運営業務は、指定管理者制度が導入されるが、対象となる施設を財団が管理運営している間は、存続する必要がある。</p> <p>しかし、これらの業務には多額の経費を要しており、今後、財団は、組織・運営の合理化等を進め、経費の縮減に努めるとともに、収益事業の拡充などに取り組む必要がある。</p> <p>また、初心者指導をはじめとするスポーツ振興事業は、(財)高知県体育協会も実施しており、業務が重複しているため、事業の整理を行う。</p>

**【実施計画】**

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. スポーツ振興事業の推進					▶
2. 指定管理者の指定へ向けた取組		▶	.....	.....	▶
3. スポーツ振興資金の調達造成					▶
4. 収益事業の充実					▶
5. (財)高知県体育協会との調整					▶

**【補 足】**

1. スポーツ振興事業の推進

県民ニーズに合わせた各種のスポーツ教室や体力づくり教室を実施する。  
生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ・レクリエーション活動を実施する個人、団体等に助成する。  
競技団体に競技指導員を派遣し、スポーツ指導の支援を実施する。

2. 指定管理者の指定へ向けた取組

平成18年度以降についても、指定管理者としての指定へ向けて、組織・運営の合理化、経費縮減に取り組む。  
管理委託に関わる県からの派遣職員については、非常勤職員化等を図る。  
より効率的な業務運営のため、プロパー職員等の事務分担の見直しや、職員教育を実施する。  
人件費をはじめとする経費節減を行う。

3. スポーツ振興資金の調達造成

スポーツ振興財団の目的に賛同し会費を納入する維持会員(寄付行為22条)の拡充に努める。

4. 収益事業の拡充

ここで得た財源は、1.のスポーツ振興事業に充当。  
魅力あるスポーツ教室の実施により、参加者増を図る。  
スポーツ施設に自動販売機を効果的に配置し、手数料収入の増収を図る。

5. (財)高知県体育協会との調整

当面、スポーツ振興財団と体育協会との役割分担のもとに、スポーツの振興に努める。  
スポーツ施設の管理部門の状況を踏まえて、体育協会との統合を検討する。

**【平成16年度の取組実績】**

2. 組織・運営の合理化、経費縮減のために人員を見直し。  
44名 39名(県からの派遣職員1名減、プロパー職員1名減、非常勤職員3名減)

**(財)高知県体育協会**

基本的な方向	概 要
存続(県の人的関与の見直し)	<p>財団は、県民総体育の精神にのっとり、スポーツを普及奨励し、スポーツ精神を養うとともに、県民の体力づくりに寄与することを目的として設立され、競技力向上、国体派遣事業などを行っている。</p> <p>財団は、(財)日本体育協会の規程に基づく国体参加資格をもつ団体であり、廃止は困難である。</p> <p>ただし、財団の運営は、人的に県から独立しているとは言えない状況にあり、今後、組織運営体制のあり方について検討する。</p> <p>また、(財)高知県スポーツ振興財団との事業の整理も行う。</p>

**【実施計画】**

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 組織体制の整備充実					→
2. 競技力の維持・向上					→
3. 生涯スポーツの推進					→
4. 事務局体制の充実					→
5. 財源確保の取り組み					→
6. (財)高知県スポーツ振興財団との調整					→

**【補 足】**

1. 組織体制の整備充実
  - 各加盟団体の組織整備や拡大の推進支援。
  - 競技力向上委員会などの各委員会組織の充実。
2. 競技力の維持・向上
  - 効果的・重点的な強化費の配分。
  - メディカルチェック(身体的能力等の医学的検査)の有効利用やスポーツ栄養指導など、スポーツ医・科学の意識高揚と実践。
3. 生涯スポーツの推進
  - 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援(日本体育協会の委託事業の活用)。
  - スポーツ少年団の普及と育成。
4. 事務局体制の充実
  - 事務分掌の見直し等による効率的な組織運営。
  - 体育協会の実施する業務に見合った職員配置。
5. 財源確保の取り組み
  - 加盟団体の拡充支援による会費確保はもとより、賛助会員の勧誘により賛助会費の確保に務める。
  - スポーツ年鑑などの出版物への広告の掲載。
  - ゴルフ募金などの募金の確保について関係団体と調整を進める。
6. (財)高知県スポーツ振興財団との調整
  - 当面、体育協会とスポーツ振興財団との役割分担のもとに、スポーツの普及奨励に努める。
  - スポーツ振興財団の業務執行状況を踏まえ、両財団の統合について検討を行う。

**【平成16年度の取組実績】**

- 1 - 業務を迅速かつ効果的に実施するために、一定の権限を持つ常務理事会を設置
- 1 - 公的団体として信頼される組織運営のために、倫理規定を制定

**(財)暴力追放高知県民センター**

基本的な方向	概 要
存 続(県の関与の見直し)	<p>財団は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく暴力追放運動推進センターとして各都道府県に設置されており、暴力団員による不当な行為の防止及び被害の救済に寄与することを目的として設立された。</p> <p>暴力追放への取り組みは重要であり、財団は主要業務である相談業務のほか、民事介入暴力の被害者に対する民事訴訟の支援などを行っている。</p> <p>しかし、財団は設立当初と異なり、現在は低金利による利子収入や企業等からの寄附金等も減少し、収入の大半を県からの補助金で賄われている現状にあることから、財団の事業の見直しや諸経費の節減に努めるとともに、恒常的な寄附金、賛助金の支援を計ることにより、県の財政支援を縮小し、自主的な運営に努力する。</p>

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
1. 経営改善計画	経費の節減					→	
	収支財務の健全化	新規賛助会員・恒常的寄付金等の獲得					→
		基本財産運用収益の改善					→
2. 事業運営計画	効率的な事業運営					→	

**【補 足】**

1 経営改善計画

経費の節減

一般事業費等の削減に努める。なお、平成17年度は平成16年度より1,624千円削減した。

- ・職員の給料(専務5%・職員3%)の削減、専務の役職加算の中止
- ・会議室等の利用料の削減
- ・消耗品・修繕費の削減
- ・広報啓蒙活動費(広報費刊行費・県民大会費等)の削減
- ・保護救済事業費(訴訟費用貸付金・被害者見舞給付金)の削減

収支財務の健全化

ア. 基本財産運用

平成17年6月1日、基本財産運用規程を制定し、運用収益の改善を図る。

平成16年度 5年国債運用等 1,970千円

平成17年度 基本財産の運用計画の見直し

平成18年度～ 30年国債運用 年間13,200千円

イ. 新規賛助会員・恒常的寄付金等の獲得

平成16年度 0

平成17年度 3団体・23法人等の新規会員獲得

賛助金 1,450千円( 650千円の増額)

寄付金 3,936千円(1,437千円の増額)

平成18年度～ 17年度実績をさらに向上させる。

2 事業運営計画

暴力団対策法で定められた事業を社会の要請に応じて効率的に実施する。

- 暴力団員が行う不平等な行為を防止する広報活動
- 民間組織が行う暴力追放活動を支援する活動
- 暴力団員からの不平等な行為に関する相談活動
- 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
- 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動
- 暴力団員の不平等な行為による被害者への支援活動
- その他の活動(不当要求防止責任者講習の実施等)